

## 公園でドローンを飛行させるときの遵守事項

以下の事項に反する行為を見つけた場合は、許可を取り消します。

また、それ以降の公園内行為は禁止とします。

なお、ドローンの利用に起因する事故けが等は使用者の負担で対応していただきます。

-----

- ・許可を受けた公園内に限ること。
- ・飛行機の離発着周辺のルートで飛行させないこと。
- ・地表又は水面から 150m以上の高さの空域で飛行させないこと。
- ・人口集中地区（DID 地区）の上空で飛行させないこと。
- ・人口集中地区（DID 地区）を飛行させる場合は操縦者が、国土交通省が公認する講習団体からの技能証明を受けていること。（申請時に免許証等の複写を添付）
- ・日中（日の出から日没まで）に飛行させること。
- ・人の上空では飛行させないこと。
- ・目視（直接肉眼による）範囲内でドローンとその周囲を常時監視して飛行させること。
- ・第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離（30m）を保って飛行させること。
- ・祭礼、縁日などの多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。
- ・爆発する恐れのあるもの又は危険物を輸送しないこと。
- ・ドローンから物を投下させないこと。
- ・100g を超える機体を飛行させる場合は「無人航空機登録」を行うこと（申請時に登録情報詳細ページを印刷し添付すること）

### イベント開催などの人口集中時には下記を追加

- ・風速 5m/ s 以上の場合には、飛行を行わないこと。
- ・飛行速度と風速の和が 7m/ s 以上となる場合には、飛行を行わないこと。
- ・プロペラガードや衝突した際の衝撃を緩和する素材のカバー等を装着させること。
- ・飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置させること。